

平成25年 第1回 農業委員会総会

日 時 平成25年1月28日 (月) 午後3時
場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1番	伊保智栄美	2番	宮里良淳
3番	上原英正	4番	大城正幸	5番	山城 学	6番	具志堅繁光
7番	稲福ツヤ子	8番	大城茂治	9番	上原和雄	10番	大城仁輝
11番	亀甲康榮	12番	金城哲男	13番	賀数宏	14番	伊敷 幸栄
15番	金城 勲			17番	玉城盛雄	18番	新垣芳隆
19番	大城竹信	20番	国吉真昭				

【欠席委員】

16番 仲西栄二

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

10番 大城 仁輝 11番 亀甲 康榮

【議事日程】

日程第1議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3議案第3号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4議案第4号 買受適格証明願いについて
日程第5議案第5号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第6議案第6号 農業委員会選挙人名簿の登載確認について
その他

事務局

みなさんこんにちは。時間になりましたので総会を始めたいと思います。農業委員会の法律により 23 名中 21 名が参加されており、総会は成立です。仲西委員については事前に欠席の報告がありましたので報告いたします。それでは、会長宜しくお祈いします。

会長

みなさんこんにちは。今年初めての第 1 回の総会です。1 月 4 日は糸満市の祝賀会がありましたが、皆さん忙しかったのか農業委員会からの出席は少なかったように感じます。お互いの存在価値も高めようと言うことで市会議員の後に席も取っていただき交流を図っていこうとゆう事でもございましたので、ぜひ来年はみなさん参加されるようお願いしたいところでございます。それから 1 月 22 日に第 10 回の県の常任会議がありまして、TPP 関連、さとうきび関連のお話がありました。それから糸満市からは 4 条と 5 条で 2 件の案件が承認されております。さとうきびも 13 日から始まっていますし、去年に比べて 320 円 UP されてという話もありました。糖度も UP しているということで生産高は UP されるようです。それから、皆さんももうご存知かと思いますが糸満市が子牛の拠点産地に認定されたということで新聞にも出ておりました。セリでも去年に比べると 1 頭あたり 3 万円 UP したということで大変喜ばしいことでもあります。キクの方も去年より値段がいいようでこうゆう事を考えると糸満市の農業もこれからますます発展の可能性を秘めているなど感じております。農繁期に入りますがお互いに連携をとりながら、またまだまだ寒さも続くようですので体調管理に十分に気を付けながら農繁期の忙しい時期を頑張って乗り切っていきましょう。それでは本日の議事を進めてまいりたいと思います。宜しくお祈いします。本日の議事録署名人、10 番大城仁輝委員 11 番亀甲康榮委員です。次回調査員は 4 番大城正幸委員、5 番山城学委員、6 番具志堅繁光委員となっておりますので来月の調査の方宜しくお祈いします。本日の議事日程、日程第 1 議案第 1 号農地方第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 2 議案第 2 号農地方第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 3 議案第 3 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、日程第 4 議案第 4 号買受適格証明願いについて、日程第 5 議案第 5 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、日程第 6 議案第 6 号農業委員会選挙人名簿の登載確認についてとなっております。それでは第 1 号から順に事務局からの説明の後、委員の皆さん n ごいけんまたはご質問等を宜しくお祈いします。それでは事務局宜しくお祈いします。

事務局

はい。それでは2ページをお開きください。農地法第3条に係る申請です。1番については大保委員に関連する案件なので一旦席を外していただき審議した後にまた戻っていただきますので宜しくお願いします。それでは先に1番の案件からご説明いたします。

議案書を読み上げて説明

譲受人は、野菜の栽培農家で、賃貸借権の設定で3年間を予定しております。農業歴5年でトラクター、耕運機等を保有し全ての農地を効率的に利用できるものと思います。

会長

それでは、1番の案件につきまして何かご意見ご質問ありましたら宜しくお願いします。なにかないですか。ないようなので1番につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。番号1番については議案どおり決定します。それでは大保委員には席に戻っていただいて、引き続き事務局から説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。それでは引き続きご説明してまいります。

番号2番は野菜栽培をしております。売買での移転でトラクター等を保有していきまして農業歴40年です。全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号3番は、規模拡大のため売買での移転で、さとうきびを栽培しています。農業歴40年で耕運機等の機械を保有していきまして、全ての内を効率的に利用できるものと思います。番号4番は、使用貸借権の設定で5年間を予定しています。果樹の栽培農家で、農業歴12年でトラクター、耕運機等を保有していきまして、農地を効率的に利用できるものと思います。番号5番は、耕作地が八重瀬町にあり野菜の栽培農家です。今回の申請は、売買移転です。農業歴20年でトラクター等を保有してしております。番号6、7番は譲受人が同一に関連しますので一括して説明します。6番は、売買による移転で7番は、使用貸借

権の設定で5年間予定しています。さとうきび栽培農家で農業歴6年です。番号8番は、使用貸借権の設定で3年間です。譲受人が社会福祉法人となっておりますが、入所者のリハビリするための農場で3年間の借り入れとなっております。

会長

それでは委員のみなさんのご意見等宜しくをお願いします。

委員

糸満市外の方が譲受人になっている場合のものは通って耕作をするということでもいいのですか。

事務局

はい。そうです。

委員

それから、現在経営面積は糸満市以外の農地も含めての面積ですか。

事務局

そうです。市外も含めての面積です。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。

委員

はい。8番に関してですが、譲受人が社会福祉法人になっていますが、会社名で畑を借りたりすることは可能なのですか。また、ちゃんと農業または耕作することは可能なのですか。

事務局

社会福祉法人の場合は条件付きで可能です。今回の場合の社会福祉法人は精神疾患の方や知的障害の方が入所する施設のようなのでその方達のリハビリを兼ねたということであれば賃借は可能になるということになります。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第1号については議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。議案第1号は議案どおり決定します。それでは議案第2号にうつりたいとおもいます。事務局、説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。ご説明します。資料の5ページをお開きください。農地法の5条に係る案件で1件ございます。

議案書を読み上げて説明

番号1番は、水道工事用資材置き場としての転用です。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断しています。

会長

それでは本日の調査員のご意見を宜しくお願いします。

委員

はい。本日の調査は1番伊保と2番宮里委員、3番上原委員で行ってきました。7ページの航空写真を開いてください。赤く囲まれているところが747-1で申請地ですが、奥の黄色く囲まれた部分の745-2は地目が原野になっています。この747-1と745-2を併せて資材置き場への転用ということです。下の方の白い空き地のような部分は現在住宅の建築中です。私達3名の意見としては特に問題はないんじゃないかということですが、委員の皆さんのご審議を宜しくお願いします。

会長

調査委員のみなさんご苦勞様でした。それでは委員のみなさんのご意見等を宜しく
お願いします。

会長

なにかございませんか。ないようなので議案第2号につきましては議案通り決定し
てよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。議案第2号は議案どおり決定します。それでは議案第3号に
うつりたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それでは8ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせ
ん委員の指名についてです。

議案書を読み上げて説明

5名の方からあっせんの申請がありますので、次の委員を指名したいと思います。

会長代理 眞榮里保、2番委員宮里良淳、5番委員山城学、12番委員金城哲男

14番委員伊敷幸栄、16番委員仲西栄二、3番委員上原英正、9番委員上原和雄

10番委員大城仁輝、18番委員新垣芳隆

会長

それでは、委員の皆さんのご意見等宜しくお願いします。何かございませんか。な
いようなので議案第3号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。議案第3号については、議案どおり決定します。それでは議案第4号にうつりたいと思います。事務局から説明を宜しくお願いします。

事務局

それでは16ページをお開きください。買受適格証明願いについてです。

議案書を読み上げて説明

4名の方から、買受適格証明願いが申請されています。4名とも農業従事者で、証明することに問題と思います。

会長

それでは委員の皆さんのご意見ご質問を宜しくお願いします。

委員

はい。この買受適格証明願いの耕作面積の確認はどのようにしていますか。

事務局

市街の方でしたら、在住の地域の耕作証明添付になっていますのでそれで確認をしています。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第4号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。議案第4号は議案どおり決定します。それでは議案第5号にうつります。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それでは18ページをお開きください。利用権設定についてですが20ページの24-130につきましては大保委員に關係する案件ですので大保委員には一旦退席していただきたいと思います。それでは24-130から先に説明して委員のみなさまにご審議をしていただきたいと思います。

議案書を読み上げて説明

24-130は新規就農のための使用貸借権の設定で、野菜の栽培を予定しております。

会長

それでは、24-130に關しましてなにかご意見等はありませんか。ないようなので24-130につきましては議案通り決定してよろしいですか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは大保委員には席に戻っていただき引き続き事務局から説明していただきたいと思います。事務局宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは18ページの24-115から引き続き説明してまいります。24-115、24-116は円滑化団体のJAに貸して24-17はJAから規模拡大するためのさとうきび栽培農家に貸すための設定となっています。24-18は、肉用牛経営農家が牧草を植えるための設定です。24-119、24-120につきましても、肉用牛経営農家で牧草を植えるための設定です。24-121、24-122、24-123、24-124 借り手が同

一人で小菊を栽培するための設定です。24-125、24-126につきましても、キクを栽培するための設定です。24-127は、新規就農者でキク栽培をするための設定です。24-128は円滑化団体であるJAに貸してJAから規模拡大の野菜農家への設定になります。農業経営基盤起用化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

はい。それでは委員の皆さんのご意見ご質問等よろしく申し上げます。

委員

はい。24-115から24-117についてですが、期間が24.8.24になっていますが、そんな前のものを今頃申請出しているということですか。

事務局

窓口である農政課に問い合わせてみます。農政課に問い合わせたところ、前回の契約が24.8.23で終了ということでまた新たに契約更新ということでした。農協が間に入っていますので農協が申請するものが遅れたということみたいです。

委員

分かりました。遅れて申請を出しても大丈夫ということですか。

事務局

農政課に問い合わせたところ大丈夫みたいです。

委員

分かりました。

委員

はい。ちょっといいですか。気になったのがあるんですが、農協が間に入っている案件以外、個人同士での契約は使用貸借が多いような気がしますが、なにか理由があるのですか。

事務局

それは、貸主と借主の問題ですので事務局はそこまでは関与しません。申請内容通りです。

委員

そうですね。少し気になったものですから。分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 5 号については議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。議案第 5 号について議案どおり決定します。それでは議案第 6 号にうつります。事務局から説明宜しくお願いします。

事務局

はい。それでは 22 ページをお開きください。農業委員会選挙人名簿の登載確認についてです。

議案書を読み上げて説明

申請人が合計で 1,698 人でその内選挙権ありが 1,391 人、選挙権なしが 307 人とまっております。

会長

この選挙人名簿の登載確認については報告となっております。事務局から他に何かありますか。

事務局

農業委員会選挙人名簿の登載につきましては、総会で選挙人名簿数を報告すること

になっていまして、実際に決定するのは選挙管理委員会で1月31日になります。決定権がるのも選挙管理委員会です。ただ、農業委員会の総会では現況の状況の報告義務がありますので本日をもて報告とております。

委員

選挙人名簿の審査基準はどのようなものがありますか。

事務局

はい。有権者の審査基準には国から示されている基準があります。それに基づいて事務を進めています。例えば、耕作面積300坪以上、それから農業従事日数60日以上等があり、これをクリアしないと選挙権は認められません。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にご質問はございませんか。ないようですので。これをもちまして本日の総会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

議事録署名人

10番 大城仁輝

11番 亀甲康榮